

＜新規許可申請等に必要な書類一覧＞

! 申請書類を提出する前に、提出書類に不備がないか、もう一度御確認ください。!

① 必ず提出することが必要な書類

1	係留施設使用許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同所有の場合は、代表所有者の氏名をご記入ください。 ・ 法人の場合は、法人名、代表者、船舶管理責任者の氏名をご記入ください。
2	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係留施設使用許可申請書に記入した氏名を記入してください。
3	船舶検査証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズでコピーしてください。
4	船舶検査手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4サイズでコピーしてください。
5	船舶の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側面から船舶全体の写真及び船検番号が読み取れる写真 ・ 現在の係留場所がわかる写真
6	小型船舶操縦士免許（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同所有の場合は、免許所有者の方のみご提出ください。 ・ 法人の場合は、免許を持つ社員を船舶管理責任者として定め、その方のものご提出ください。代表者が免許を取得している場合は船舶管理責任者を兼ねていただいてもかまいません。
7	住民票（住所記載、写し可）又は、運転免許証等の住所を確認することができるもの（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同所有の場合は、代表所有者のものをご提出ください。 ・ 個人の場合にご提出ください。 ・ 提出日の3か月以内に発行されたものに限り、（運転免許証等については、有効であるものに限る。）
	法人登記簿謄本（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同所有の場合は、代表所有者のものをご提出ください。 ・ 法人の場合にご提出ください。
8	委任状（係留場所決定による抽選会に欠席することとなった場合、代理人に委任するための書類。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同所有の場合は、代表所有者のものをご提出ください。

② 海南市海域に船舶を係留している場合に提出することが必要な書類

9	承諾書（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき届出を出しているかを和歌山県に問い合わせしてもよいという承諾の書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同所有の場合は、代表所有者のものをご提出ください。
---	---	--

- (1) 許可申請書類は、持参の場合は毎月20日午後5時15分まで、郵送の場合は持参日の前日必着とし、海南市役所管理課までお願いします。持参による受付時間については、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、20日が土・日曜日の場合は金曜日を締切日とし郵送の場合は木曜日締切日とします。）とします。
- (2) 許可申請に際し、虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は、その申請は無効とします。
- (3) 許可申請書類は返却しません。

係留施設使用許可申請書

年 月 日

海南市長 様

申	氏名（法人にあつては名称、代表者及び艇管理責任者氏名）	
	フリガナ	
請 者	印	
	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	電話番号
		ファックス番号
	勤務先名称	電話番号
		ファックス番号

下記のとおり、係留施設の使用について申請します。

記

使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
申請施設名	・日方地区 ・築地地区 係留施設	申請区画番号	
所有形態	1 個人所有 2 法人所有		
小型船舶操縦士免許	級	番号	
申 込 艇	船名	船種	船長
			メートル
	総トン数	船舶検査済票番号	船籍港又は定係港
	メーカー形式	緊急連絡先（携帯電話等）	係留場所
	その他		

備考

- 1 申請者の勤務先名称欄及び小型船舶操縦士免許欄は、申請者が個人の場合に限り、記入してください。
- 2 所有形態欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 3 添付書類
 - (1) 船舶検査証書、船舶検査手帳、記載事項全部証明書及び船舶操縦士免許の写し
 - (2) 申請者の住民票又は法人登録簿謄本(いずれも3か月以内に発行されたものであること。)の写し
 - (3) 船舶の全体写真
 - (4) その他申請に必要な書類

記載<例>

係留施設使用許可申請書

平成29年10月〇〇日

海南市長 様

申請者	氏名（法人にあつては名称、代表者及び艇管理責任者氏名）	
	フリガナ カイナン タロウ	
	海南 太郎 印	
	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	電話番号 073-482-4111
	海南市日方1525-6	ファックス番号 073-482-0000
	勤務先名称	係留施設希望の方は係留したい番号を記入してください。 <例> 「66」
	〇〇〇 会社	

下記のとおり、係留施設の使用について申請します。

どちらか「〇」をしてください。

使用期間	平成29年8月1日 から 平成30年3月31日 まで	記						
申請施設名	・日方地区 ・築地地区 係留施設	申請区画番号 66						
所有形態	1 個人所有 2 法人所有							
小型船舶操縦士免許	2級 番号 〇〇〇〇号							
申込艇	船名	海南〇〇丸	船種	汽船	船長	8.9メートル	船幅	2.4メートル 全幅（実長）2.7メートル
	総トン数	5トン未満	船舶検査済票番号	〇〇〇-△△△	船籍港又は定係港 海南市			
	メーカー形式	△△△	緊急連絡先（携帯電話等）	□□□-□□□-□□□	中型船を希望している方は全幅（実長）記入			
	その他							

備考

- 申請者の勤務先名称欄及び小型船舶操縦士免許欄は、申請者が個人の場合に限り、記入してください。
- 所有形態欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 添付書類
 - 船舶検査証書、船舶検査手帳、記載事項全部証明書及び船舶操縦士免許の写し
 - 申請者の住民票又は法人登録簿謄本（いずれも3か月以内に発行されたものであること。）の写し
 - 船舶の全体写真
 - その他申請に必要な書類

誓約書

私は、海南省管理の係留施設の使用にあたって下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項の違反により、施設使用の許可を取り消され、当該係留施設等から退去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従い、不服の申し立てはいたしません。

記

- 1 海南省係留施設管理条例、海南省係留施設使用上の注意事項等及びその他船舶を運航するため必要となる関係法令等を守り、管理者の指導及び指示に従います。
- 2 係留施設使用確認として、係留施設使用者及び船舶操縦士免許所有者が、「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと」を証明するために行われる調査については異議なく同意します。なお、調査後に、不適格な事項があった場合には、管理者の指示にしたがいます。
- 3 施設の使用にあたっては、他の船舶や港湾施設等に損害を与えることのないよう十分注意いたします。
- 4 船舶の係留または停泊等の間の船舶の管理は、自己の責任において安全かつ適正に管理します。台風等による避難や防犯対策その他一切についても自己の責任、かつ自己の負担により行い、いかなる場合も海南省に対し、何等の異議及び苦情の申出を行いません。
- 5 第三者に損害を与えた場合は、自己の負担において賠償いたします。または、係留施設を損傷し、又は汚損したときは、直ちに管理者に届け出るとともに、指示に従い自己の責任・負担において原状回復を行います。
- 6 使用期間が満了した場合、または使用許可期間中に使用を取りやめた場合等は、船舶及び係留ロープ等について、自己の責任において速やかに撤去いたします。
- 7 航行区域及び航行時間等に留意し、漁業活動の妨げや周辺住民に迷惑となる行為を行いません。
- 8 係留施設を使用する権利は、他人に譲渡し、若しくは担保に供し、または転貸しません。
- 9 ゴミ等は必ず持ち帰ることとし、港湾環境の美化に努めます。
- 10 係留施設の工事を行う等の事情で管理者から船舶等移動の要請があった場合は、速やかに移動し、移動に関する全ての費用は自己の負担とします。
- 11 営利を目的として施設を使用したり、施設で営業行為を行いません。
- 12 台風等の緊急時や管理者が必要と認めた場合の私が所有する船舶への立ち入り及び応急措置等に対し、何等の異議及び苦情の申出を行いません。
- 13 施設使用許可申請書等の内容が事実と相違するときは申請を無効とされても異議のないことを誓約します。

平成 年 月 日

海南省長 様

申請者

住所

氏名

印

承 諾 書

海南市長 様

今般の海南市営係留施設の使用許可申請にあたり、和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき届出を出しているのか、海南市が和歌山県に確認の問い合わせをすることに異議なく承諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

【個人に委任する場合】

委 任 状

海南市長 様

今般の海南市営日方地区・築地地区係留施設の使用許可申請にあたり、係留場所決定の抽選に欠席いたしますので、抽選及び係留場所の決定について、代理人_____に委任いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

④

※委任された方は、係留場所決定の抽選当日、本委任状と代理人ご本人の氏名が確認できる運転免許証等をご持参ください。

【海南市に委任する場合】

委 任 状

海南市長 様

今般の海南市営日方地区・築地地区係留施設の使用許可申請にあたり、係留場所決定の抽選に欠席することとなった場合は、抽選及び係留場所の決定について海南市に委任いたします。

また、上記の委任の抽選結果により落選した場合や係留場所の決定にも海南市に異議を申し立てません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞